

J Aで肥料を購入される販売農家の皆様へ

「肥料価格高騰対策事業」のご案内

新潟かがやき農協

肥料価格の高騰を受け、国と県では今秋より肥料価格高騰対策として、化学肥料の低減に取り組む農業者への肥料費の支援が行なわれます。これに関して、J A新潟かがやきではJ Aで肥料を購入、または今後購入予定の販売農家に対し、J Aが本事業の取組実施者となり、J A購入肥料を取りまとめ申請することと致します。

J Aで肥料を購入する販売農家の皆様におかれては、今後J Aで行なう申請作業に向け、下記に示す対応方針と今後のスケジュールを確認いただき、化学肥料低減の取組みの実践と申請手続きを進めて頂きますようお願いいたします。

記

【J Aの対応方針及び留意点】

- 本事業では化学肥料低減にむけた2つの取組みの実践が求められます。申請に当たり、農家の経営に応じた最適な取組みをJ Aで提案しますので、確実な実践と必要書類の保管、記録等をお願いします。
- 申請に必要な購入明細はJ Aで用意します。なお、J A窓口で現金購入される場合、受領証が必要となりますのでご用意をお願いします。
- 本事業では、取組実施者(=5戸以上の農業者グループ)を農協や肥料販売店等でまとめたグループとして申請することを国は想定しています。J A以外で購入された肥料については、購入先の各販売店へご相談下さい。なお、申請にあたっては購入肥料が重複しない様ご注意ください。

【スケジュール】

令和4年

10~11月 事業の周知・案内

11月~12月 R4年秋肥(R4年6/1~10/31購入分)の申請受付

~12月中旬 県協議会への申請書の提出期限

令和5年

1月~ 県による審査

3月以降 取組実施者(J A)→農家への交付金支払い

R5年春肥(R4.11/1~R5.5/31購入分)の申請受付の開始
(時期は未定)

※ 申請期間は、アグリセンターによりそれぞれ異なりますので、各アグリセンターへお尋ねください。なお、春肥申請の時期は今のところ未定です。



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right] \right) \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

農業者の皆様へ

国の肥料価格高騰対策事業に参加しましょう

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む皆さんの肥料費を支援します。令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料について、前年から増加した肥料費の7割を支援金として交付します。



どこに相談すればいいの？

まずは、日ごろお付き合いのある農協や肥料販売店にご相談ください。



支援金の対象になるのはどんな肥料なの？

堆肥を含む肥料法の登録・届出をした肥料が対象であり、化学肥料だけに限定しません。ただし、購入したものに限り、自給堆肥などは対象外です。



どんな書類が必要なの？

以下の2つの書類をご用意ください。
①化学肥料低減計画書（参考様式第2号）
②令和4年6月～10月に注文した肥料の購入価格がわかるもの（注文書や領収書・請求書）



どこに書類を持っていけばいいの？

日ごろお付き合いのある農協や肥料販売店です。





いつまでに持っていけばいいの？

農協や肥料販売店が皆さんの書類を整理する期間を考慮し、取組実施者（農協や肥料販売店）で設定する期限までに提出してください。その後、農協や肥料販売店が新潟県に書類を提出します。



農協以外からも肥料を購入しているけど、どうすればいいの？

重複申請をしないように書類を提出してください。各提出先には、別の取組実施者（農協や肥料販売店）にも申請している旨をお伝えください。



国のパンフレットでは来年の春肥（令和4年11月～令和5年5月）も対象とあるけど、いつ申請すればいいの？

令和5年2月以降の受付を予定しています。
（今のところ未定） 詳細は別途ご案内します。

新潟県では、支援金をできるだけ早く農業者の皆様にお支払いするため、秋肥と春肥のそれぞれで申請を受け付けます。支援金は、国の支援額（肥料コスト上昇分の7割）に新潟県が 1.5割を上乗せして交付します。



お問い合わせは、JA新潟かがやきの最寄りのアグリセンターまで。